

奥州市地籍調査事業等における標識等の管理保全要領

(目的)

第1条 この要領は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定する地籍調査によって市が設置した標識等並びに国が都市再生街区基本調査、都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査によって設置し、市が移管を受けた標識等の損傷及び滅失を防止し、その永続的利用を保つことにより地籍調査の成果を恒久的に保全するため、標識等の管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「標識等」とは、地籍調査で設置した基準点（地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点）、都市再生街区基本調査により設置された街区基準点（街区三角点及び街区多角点）、都市部官民境界基本調査により設置された都市部官民境界基本基準点（都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点及び都市部官民境界基本細部点）及び山村境界基本調査により設置された山村境界基本基準点（山村境界基本三角点及び山村境界基本多角点）の基準杭をいう。

(標識等の使用手続)

第3条 標識等を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ地籍調査標識等使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、地籍調査標識等使用承認書（様式第2号）により使用の承認を受けるものとする。

2 前項の承認に基づき標識等を使用して測量を実施する者が、標識等を使用したときは、速やかに地籍調査標識等使用報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

3 前2項に関わらず、土地家屋調査士会は、境界確認測量及び地積測量図作成のための測量を行う場合は、地籍調査等標識等使用包括承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、地籍調査標識等使用包括承認書（様式第5号）により使用の承認を受けることができる。この場合において、土地家屋調査士会は、地籍調査標識等使用包括承認書に記載する期日までに地籍調査標識等使用報告書（様式第6号）により使用結果を報告するものとする。

4 第1項又は第3項の規定に基づき標識等の承認を受けた者は、標識等を使用する場合においては、あらかじめ当該土地又は建築物の所有者又は管理者から立ち入りの許可を受けなければならない。この場合において、第1項の規定により承認を得た者にあつては地籍調査標識等使用承諾書を、第3項前段の規定により承認を得た者にあつては土地家屋調査士会員証を提示するものとする。

(標識等の一時撤去又は移転に関する申請及び承認)

第4条 標識等の設置されている土地又はその付近で、標識等の損傷その他その効用に支障を生じさせる恐れのある工事等を施工しようとする者（以下、「工事等の施工者」という。）は、市長に対しその施工開始30日前までに、地籍調査標識等一時撤去・移転承認申請書（様式第7号）を提出し、市長と事前に移転等に関する協議

をしなければならない。

- 2 市長は、前項の協議において、一時撤去又は移転等の必要があると認めるときは、地籍調査標識等一時撤去・移転承認書（様式第8号）により、これを承認するものとする。この場合において、市長は、当該工事等の施工に関して、標識等を保全するための必要な措置を講ずることを指示するものとする。

（標識等の損傷又はその発見の届出）

第5条 標識等を損傷した者又は標識等の損傷を発見した者は、速やかに地籍調査標識等損傷・発見届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 標識等を損傷した者は、当該標識等の復元に要する費用を負担しなければならない。

（標識等の復元）

第6条 工事等の施工者は、第4条の規定により標識等の一時撤去、移転をしたとき又は標識等の損傷若しくは滅失により標識等の効用に支障を生じさせたときは、原則として当該標識等を原状に復元しなければならない。

- 2 工事等の施工者は、前項の規定による標識等の復元が困難となった場合は、市長と協議の上、当該標識等を移転することができるものとする。

（完了の届出等）

第7条 工事等の施工者は、標識等の移転又は復元が完了したときは、地籍調査標識等移転・復元完了届（様式第10号。以下「完了届」という。）を、速やかに市長に提出するものとする。

- 2 標識等の移転又は復元に関する測量は、測量士又は測量士補の資格を有する者に行わせなければならない。

（費用の負担）

第8条 この規則による標識等の保全及び効用に支障が生じなかったことの有無の測量並びに標識等の移転又は復元に要する費用は、工事等の原因者が負担しなければならない。

（撤去）

第9条 工事等の施工者が道路の掘削工事等の理由により、標識等を復元するための必要な措置を講じることが困難な場合は、地籍調査標識等撤去申請書（様式第11号）を市長に提出し、地籍調査標識等撤去承認書（様式第12号）により承認を得なければならない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

地籍調査標識等使用承認申請書

平成 年 月 日

奥州市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

奥州市地籍調査事業等における標識等の管理保全要領第3条第1項により地籍調査標識等の使用について、次のとおり申請します。

標識の名称		
標識の番号		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測量地域		
測量方法		
測量計画機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
測量作業機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	

様式第2号（第4条関係）

地籍調査標識等使用承認書

番 号
平成 年 月 日

様

奥州市長

奥州市地籍調査標識等の使用について、下記のとおり承認します。

標識の名称		
標識の番号		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測量地域		
測量方法		
測量 作業 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	

承認条件

- 1 別紙使用条件を遵守すること。
- 2 使用終了後は、報告書を添付すること。

別紙

地籍調査標識等使用条件

- 1 作業者は、施設内にある地籍調査標識等の使用に当たっては、あらかじめ立ち入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名（包括認証に基づく場合においては、測量作業担当者名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承認を得ること。
- 2 作業者の施設内の立ち入り時間は、原則として日曜祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者から作業時間を指定された場合は、それに従うこと。
- 3 作業者は、使用承認又は包括承認に基づく場合は土地家屋調査士会員証を使用時に常時携帯すること。
- 4 作業者は、使用にあたって地籍調査標識等の取り扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 作業者は、地籍調査標識等及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに地籍調査標識等管理者に連絡すること。
- 6 作業者は、地籍調査標識等の使用を完了したときは、地籍調査標識等使用報告書として、次の書類を添付し地籍調査標識等管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもってこれらに代えることができる。
 - (1) 地籍調査標識等現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第3号（第3条関係）

地籍調査標識等使用報告書

平成 年 月 日

奥州市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

地籍調査標識等の使用結果を下記のとおり報告します。

標識の名称		
標識の番号		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
使用承認番号	奥農地第 号	
測量作業機関	名称	
	担当者	
	所在地	
使用結果 (精度)	No. ~No. 相対精度 1 :	
	No. ~No. 相対精度 1 :	
	No. ~No. 相対精度 1 :	
	No. ~No. 相対精度 1 :	
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)	

様式第4号（第3条関係）

地籍調査標識等使用包括承認申請書

平成 年 月 日

奥州市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

奥州市地籍調査事業等における標識等の管理保全要領第3条第3項により奥州市地籍調査標識等の使用について、次のとおり包括申請します。

標識の名称		
標識の番号		
使用目的	境界確認測量及び地積測量図作成のための測量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測量地域		
測量方法		
申請者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
測量作業担当者名	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
備考		

様式第5号（第3条関係）

地籍調査標識等使用包括承認書

平成 年 月 日

奥州市長

様

申請者

住所

氏名

電話番号

印

地籍調査標識等の使用について、次のとおり承認します。

標識の名称	
標識の番号	
使用目的	境界確認測量及び地積測量図作成のための測量
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
測量地域	
測量方法	
測量作業 担当者名	氏名

承認条件

- 1 別紙地籍調査標識等使用条件を遵守すること。
- 2 別添の地籍調査標識等使用報告書を用いて使用后1月以内に地籍調査標識等の状況を報告すること。
- 3 同様の取り扱いを各単位土地家屋調査士会についても認める。

様式第6号（第3条関係）

平成 年 月 日

奥州市長

様

報告者

住所

所属土地家屋調査士名

登録番号

土地家屋調査士名

印

地 籍 調 査 標 識 等 使 用 報 告 書

地籍調査標識等の使用について、別紙のとおり報告します。

様式第7号（第4条関係）

地籍調査標識等一時撤去・移転承認申請書

平成 年 月 日

奥州市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

標識等の一時撤去・移転をしたいので、奥州市地籍調査事業における標識等の管理
保全要領第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

標 識 の 名 称	
標 識 番 号 等	年 度 : 地区名 : 点番号 :
移 転 申 請 の 理 由	
移 転 予 定 地 の 場 所	奥州市 区
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
施 工 業 者	名称 住所（事務所） 代表者氏名
添 付 書 類	案内図、地籍図写し、現場見取図、移転計画図、写真 ※ 地籍図に一時撤去・移転したい地籍図根点等を赤点で記入すること。

年 月 日

様

奥州市長

地籍調査標識等一時撤去・移転承認書

年 月 日付けで申請のあった地籍調査標識等の一時撤去・移転については、次の条件を付して承認します。

標識の名称	
標識番号	年度： 地区名： 点番号：
作業期間	年 月 日から 年 月 日まで
条件	1 一時撤去した標識等を復元する際は、現物と同等の大きさかつ同色のものを使用すること。ただし、やむを得ず使用できない場合には、担当課の指示を受けること。 2 測量作業は、必ず測量士又は測量士補の資格を有する者が行うこと。 3 一時撤去・移転に伴う一切の費用は、申請者（原因者）が負担すること。 4 承認申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに担当課に申し出て指示を受けること。

様式第9号（第5条関係）

地籍調査標識等損傷・発見届

年 月 日

奥州市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

標識等を損傷（標識等の損傷を発見）しましたので、奥州市地籍調査事業における標識等の管理保全要領第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

標識の名称	
標識番号	年度： 地区名： 点番号：
損傷した日 又は発見日	年 月 日 損傷 発見
損傷状況	

様式第 10 号 (第 7 条関係)

地籍調査標識等移転・復元完了届

年 月 日

奥州市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

標識等の移転・復元が次のとおり完了しましたので、奥州市地籍調査事業における標識等の管理保全要領第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

標識の名称	
標識番号	年度： 地区名： 点番号：
完了日	年 月 日
測量者氏名	
現場責任者	
添付書類	案内図、地籍図写し、現場見取図、写真 観測手簿、計算簿、成果簿、精度管理表

様式第 11 号（第 9 条関係）

地籍調査標識等撤去申請書

年 月 日

奥州市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

標識等の撤去をしたいので、奥州市地籍調査事業における標識等の管理保全要領第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

標 識 の 名 称	
標 識 番 号 等	年 度 : 地区名 : 点番号 :
撤去申請の理由	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
撤 去 予 定 日	年 月 日
施 工 業 者	名称 住所（事務所） 代表者氏名
添 付 書 類	案内図、地籍図写し、現場見取図、移転計画図、写真 ※ 地籍図に撤去したい地籍図根点等を赤点で記入すること。

様式第 12 号 (第 9 条関係)

年 月 日

様

奥州市長

地籍調査標識等撤去承認書

年 月 日付で申請のあった地籍調査標識等の撤去については、
次の条件を付して承認します。

標識の名称	
標識番号	年 度： 地区名： 点番号：
作業期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	1 撤去した標識等は、担当課へ送付すること。 2 撤去に伴う一切の費用は、申請者（原因者）が負担すること。 3 撤去申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに担当課に申し出て指示を受けること。